令和８年第１回川西町
議会定例会会議録

令和８年３月23日　月曜日　午前10時30分開議

議長　鈴木幸廣　　副議長　遠藤明子

出席議員（１２名）

１番　舩山千鶴君	２番　鈴木孝之君
３番　寒河江寿樹君	４番　渡部秀一君
５番　寒河江　司君	６番　吉村　徹君
７番　伊藤　進君	８番　神村建二君
９番　橋本欣一君	１０番　髙橋輝行君
１２番　遠藤明子君	１３番　鈴木幸廣君

欠席議員（０名）

説明のため出席した者

町長	茂木　晶君	副町長	島貫啓一君
教育長	片倉和之君	総務課長	有坂強志君
企画財政課長	坂野成昭君	政策推進課長	色摩良一君
会計管理者・税務会計課長	鈴木　玄君	住民課長	大河原孝如君
福祉介護課長	梶山由美君	健康子育て課長	近　祐子君
農林課長	大友勝治君	商工観光課長	安部博之君
地域整備課長	中山宗隆君	教育文化課長	前山律雄君
監査委員	嶋貫榮次君	企画財政課課長補佐（財政担当）	石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長　鈴　木　優　徳　　事務局長補佐　竹　田　紀　子

主　　任　髙　橋　知　希

議　事　日　程　（第　４　号）

令和８年３月23日　月曜日　午前10時30分開議

日程第　１　議第１７号　川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第２８号　町道路線の認定についてまでの付託議案の審査報告について

（総務文教常任委員会委員長）

（産業厚生常任委員会委員長）

日程第　２　議第２０号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから議第１６号　令和８年度川西町農業集落排水事業会計予算までの付託議案の審査報告について

（予算特別委員会委員長）

日程第　３　議第４３号　川西まちなかテラス整備外構工事変更請負契約の締結について

日程第　４　議会活性化調査特別委員会報告

（議会活性化調査特別委員会委員長）

日程第　５　請願の審査報告

令和７年請願第２号　三菱鉛筆株式会社山形工場移転後の跡地利活用に係る請願

（総務文教常任委員会委員長）

請願第１号　山形県総合コロニー希望が丘職員宿舎に関する請願

（産業厚生常任委員会委員長）

日程第　６　発議第１号　閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長　ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和８年第１回川西町議会定例会第20日目の会議を開きます。

（午前１０時３０分）

◎議事日程の報告

○議長　本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めております。

◎議第１７号　川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第２８号　町道路線の認定についてまでの付託議案の審査報告について

○議長　日程第１、議第17号　川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第28号　町道路線の認定についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該９議案については、本定例会第１日目の３月４日、本会議において総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に審査を付託いたしたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長寒河江寿樹君。

寒河江委員長。

（総務文教常任委員会委員長　寒河江寿樹君　登壇）

○総務文教常任委員会委員長　３番寒河江です。

それでは、総務文教常任委員会付託議案審査について報告いたします。

令和８年３月４日、第１回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

１、２、３については記載のとおりであります。

４、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

（１）議第17号　川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

人事院規則の一部改正に伴い、本条例を改正する旨の説明を受けた。

（２）議第18号　川西町まちづくり委員会条例を廃止する条例の設定について。

川西町まちづくり委員会を廃止するため、本条例を廃止する旨の説明を受けた。今後は川西町まちづくり基本条例の見直しも含めて、分かりやすい仕組みづくりを検討するよう意見を付した。

（３）議第19号　川西町交流センター条例の一部を改正する条例の制定について。

川西町小松地区交流センターの位置を変更するため、本条例を改正する旨の説明を受けた。

（４）議第25号　川西町過疎地域持続的発展計画の策定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定により、川西町過疎地域持続的発展計画を策定する旨の説明を受けた。

（５）議第26号　町有地の無償貸付けについて。

山形鉄道株式会社に対し町有地を無償で貸し付ける旨の説明を受けた。

以上、各議案についての当局の説明を受け、慎重に審査した結果、一部意見を付し、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上であります。

○議長　総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第17号　川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第18号　川西町まちづくり委員会条例を廃止する条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第19号　川西町交流センター条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第25号　川西町過疎地域持続的発展計画の策定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第26号　町有地の無償貸付けについて、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長吉村　徹君。

吉村委員長。

（産業厚生常任委員会委員長　吉村　徹君　登壇）

○産業厚生常任委員会委員長　６番吉村です。

私から、令和８年３月４日、第１回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

１、２、３については記載のとおりであります。

４、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

（１）議第21号　川西町犯罪被害者等支援条例の設定について。

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復または軽減に向けた取組を推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、本条例を制定する旨の説明を受けた。

（２）議第23号　川西町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について。

児童福祉法の一部改正に伴う乳児等通園支援事業の実施に当たり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関し基準を定めるため、本条例を制定する旨の説明を受けた。

（３）議第27号　町道路線の廃止について。

谷地地区経営体育成基盤整備事業により、４路線を廃止する旨の説明を受けた。

（４）議第28号　町道路線の認定について。

谷地地区経営体育成基盤整備事業により、新設する６路線を認定する旨の説明を受けた。

以上、各議案について、当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長　産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第21号　川西町犯罪被害者等支援条例の設定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第23号　川西町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第27号　町道路線の廃止について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第28号　町道路線の認定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第２０号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

についてから議第１６号　令和８年度川西町農業集落排
水事業会計予算までの付託議案の審査報告について

○議長　日程第２、議第20号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから議第16号　令和８年度川西町農業集落排水事業会計予算までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該14議案については、本定例会第３日目の３月６日本会議において予算特別委員会に審査を付託いたしたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長鈴木孝之君。

鈴木委員長。

（予算特別委員会委員長　鈴木孝之君　登壇）

○予算特別委員会委員長　２番鈴木です。

川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る３月６日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第20号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号　川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第24号　川西町商工業振興資金融資制度基金条例を廃止する条例の設定について、議第６号　令和７年度川西町一般会計補正予算（第10号）、議第７号　令和７年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、議第８号　令和７年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、議第９号　令和７年度川西町水道事業会計補正予算（第４号）、議第10号　令和８年度川西町一般会計予算、議第11号　令和８年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第12号　令和８年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第13号　令和８年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第14号　令和８年度川西町水道事業会計予算、議第15号　令和８年度川西町下水道事業会計予算、議第16号　令和８年度川西町農業集落排水事業会計予算、以上14議案について、常任委員会を単位とする２つの分科会において示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、

重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された14議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第22号　川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第24号　川西町商工業振興資金融資制度基金条例を廃止する条例の設定について、議第６号　令和７年度川西町一般会計補正予算（第10号）、議第７号　令和７年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、議第８号　令和７年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、議第９号　令和７年度川西町水道事業会計補正予算（第４号）、議第10号　令和８年度川西町一般会計予算、議第14号　令和８年度川西町水道事業会計予算、議第15号　令和８年度川西町下水道事業会計予算、議第16号　令和８年度川西町農業集落排水事業会計予算、以上10議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第20号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第11号　令和８年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第12号　令和８年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第13号　令和８年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、以上４議案につきましては、少数の反対者がおりましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいくださいますようお願いをいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提出いただき、効率的、効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって、予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長　予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております14議案につきましては、予算特別委員会において十分な審査の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第20号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本議案につ

いて、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立多数）

○議長　起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第22号　川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第24号　川西町商工業振興資金融資制度基金条例を廃止する条例の設定について、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第６号　令和７年度川西町一般会計補正予算（第10号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第７号　令和７年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第８号　令和７年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、本議案につい

て、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第９号　令和７年度川西町水道事業会計補正予算（第４号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第10号　令和８年度川西町一般会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第11号　令和８年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立多数）

○議長　起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第12号　令和８年度川西町介護保険事業特別会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立多数）

○議長　起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第13号　令和８年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、本議案について、予算特別委

員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立多数）

○議長　起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第14号　令和８年度川西町水道事業会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第15号　令和８年度川西町下水道事業会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第16号　令和８年度川西町農業集落排水事業会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第４３号　川西まちなかテラス整備外構工事変更請負契約の締結について

○議長　日程第３、議第43号　川西まちなかテラス整備外構工事変更請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則でありますが、川西町議会運用例第２章第７項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、

本会議で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

茂木町長。

○町長　議第43号　川西まちなかテラス整備外構工事変更請負契約の締結について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、色摩政策推進課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　色摩政策推進課長。

色摩課長。

○政策推進課長　それでは、私より、議第43号　川西まちなかテラス整備外構工事変更請負契約の締結についてをご提案申し上げます。

令和７年５月19日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西まちなかテラス整備外構工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

１、契約の目的、川西まちなかテラス整備外構工事。

２、契約の方法、指名競争入札による契約。

３、契約の金額、変更前、金１億5,400万円。変更後、金１億4,391万9,600円。1,008万400円の減でございます。

４、契約の相手方、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽。

本日付提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

第１回契約仮変更書のほうをご覧いただきたいと思います。

工事場所、川西町大字上小松地内。

完成期日、令和８年３月27日。

変更前の請負代金額に対する増減額、1,008万400円の減額でございます。

本文中の中段をご覧いただきたいというふうに思います。

この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するとするものでございます。

令和８年３月９日付。

発注者、川西町長。

受注者、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽。

今回の変更契約の減額となる主な理由ということでご説明申し上げます。

コンクリート舗装仕上げ工法の変更でございます。面積につきましては、1,205平方メートルでございますけれども、こちらを豆砂利洗い出し仕上げからカラーコンクリート刷毛引き仕上げに変更するということが減額の理由でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長　本案に対する質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立多数）

○議長　起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議会活性化調査特別委員会報告

○議長　日程第４、議会活性化調査特別委員会報告、これを議題といたします。

本案は議会のさらなる活性化と町民の負託に的確に応えることを目指し、議員定数等について議会活性化調査特別委員会において調査を行ってきたものでありますが、このたび調査が終了したことから川西町議会会議規則第77条の規定に基づく委員会報告書の提出がありましたので、議題とするものであります。

議会活性化調査特別委員会委員長より報告を求めます。

議会活性化調査特別委員会委員長遠藤明子さん。

遠藤委員長。

（議会活性化調査特別委員会委員長　遠藤明子君　登壇）

○議会活性化調査特別委員会委員長　12番遠藤です。

それでは、私から、議会活性化調査特別委員会調査報告書をご説明申し上げます。

１から６につきましては記載のとおりでありますので、説明は割愛させていただきます。

４ページをご覧ください。

７の調査結果を読み上げます。

令和７年６月17日、議会活性化のため、議員定数や議員のなり手不足の解消等、様々な角度から検討するべく特別委員会を立ち上げ、情報収集による現状把握や研修会の開催、小委員会における協議を重ね、適宜に特別委員会全体での確認を行ってきた。このように、議会活性化に関する調査研究を踏まえ、特別委員会全員からの意見披瀝を求め、次のような結論に達した。

（１）議員定数について

議員定数は、地方公共団体の最終意思決定機関である議会の根幹に関わるものであり、定数に関する画一的な基準は存在しないとされる。しかし、多様な住民の意見を集約し町政に反映させるためには、一定数の議員が必要である。

本町においては、令和元年に15人から14人に減員、令和５年に14人から13人に減員した経緯があり、必要以上の定数削減は所管事務の審査や委員会運営に支障をきたす恐れがある。また、執行機関の監視、牽制機能の低下も懸念される。

これらを踏まえ、近隣町議会の議員定数等を勘案するとともに、本町議会における役職数の観点から１人１役を基本とする考え方により、議員定数は現状の13人を維持する。

（２）議員のなり手不足の解消について

①議員報酬の見直し

全国的に町村議会議員のなり手不足問題が深刻化している中、議員報酬が低水準であることがその要因の一つと考えられている。

全国町村議会議長会は、さらなる議会改革を推進し、議会及び議員の活動量を充実させ、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図ることを決議するとともに、国及び各町村長に対し、町村議会の議員報酬の適正化のため、議員報酬の引き上げに向けた環境整備の要請を行った。その中で、議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにとの要請事項が明記されている。このことを踏まえ、議員定数と議員報酬は分けて検討を行ったところである。

現行の議員報酬は議会活動に専念できる金額には達しておらず、若い世代をはじめ多様な

人材が参画可能となるよう、議員のなり手不足の観点から増額が必要である。

金額については、県内町村議会の上限額を参考としつつ、議長、副議長を含めて一定の増額を行うべきである。

以上のことから、町長に対して特別職報酬等審議会の開催を申し入れる。

②議会の情報発信

議会のしくみや役割、議員の活動内容等について、議会だよりで年４回シリーズ化して掲載し、議会の情報発信を行う。

また、現職の女性議員が議員に立候補した背景や議員の魅力など自身の体験談を伝えることで、女性が立候補しやすい環境の整備を図る。

③出前講座の実施

議員のなり手不足の解消に向けて、まずは議会や議員活動を知ってもらうことを目的として、人数規模にかかわらず、要請があれば出前講座を実施することとする。当講座についても議会だよりに掲載し、議会の情報発信と併せて周知を行っていく。

（３）議事運営の効率化について

近隣の置賜４町を中心に県内の町村議会の会期日程と比較し、本町議会定例会における効率化の可能性について検討を行った。

他議会の主な特徴としては、議案の分科会審査を省略し、予算（決算）委員会等の全体会で審査を実施している点が挙げられる。しかし、全体会では詳細な説明や質疑を行うことが難しいため、定例会前に全員協議会等を開催し、別途議案説明の日程を設けている場合が多い。それでもなお、詳細な審査には限界があるという課題が存在する。

一方、本町議会の分科会審査は、所管課の係長以上が出席し議案内容の説明を受けることで、相互に理解を深めながら丁寧に審査を行っており、また、所管外の委員も傍聴できるよう、各分科会を別日程で交互に開催している。

これらの運営を継続しつつ、効率化できる部分について協議を行った結果、３月定例会（予算）及び９月定例会（決算）の分科会審査の日程を短縮する方向で検討する。

以上、本特別委員会の調査にあたり、関係各位に多大なご協力をいただいたことに深甚なる感謝の意を表し、議会活性化が町の活性化に寄与するものと信じ、本特別委員会の調査結果の報告とする。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　議会活性化調査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点が

ありましたら、発言を許します。

（な　　し）

○議長　別にないようでありますので、委員会報告を終わります。

なお、議会活性化調査特別委員会は調査が終了いたしましたので、消滅といたします。

長期間の調査、誠にご苦労さまでした。

◎請願の審査報告

○議長　日程第５、請願の審査報告を行います。

令和７年請願第２号　三菱鉛筆株式会社山形工場移転後の跡地利活用に係る請願。

本請願は、令和７年第４回定例会において、総務文教常任委員会に付託いたしたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長寒河江寿樹君。

寒河江委員長。

（総務文教常任委員会委員長　寒河江寿樹君　登壇）

○総務文教常任委員会委員長　３番寒河江です。

それでは、令和７年請願第２号の請願審査についての報告をいたします。

令和７年第４回川西町議会定例会本会議において総務文教常任委員会に付託され、継続審査となっておりました令和７年請願第２号の審査を終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る３月11日に議場において、委員５名の出席と企画財政課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、当該跡地の利活用について町民の意を十分に反映した土地の利活用ビジョンを町民に示し、中心市街地の新たな価値を創造させ、発展に資する利活用を図っていくまちづくりを推進する趣旨のものであります。

審査に対して委員からは、実現に向けたまちづくりを推進していく必要があることから、採択すべきという意見が出されました。一方で、採択すべきかどうか判断するには時期尚早であり、継続して審査すべきとの意見も出されました。

採択の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり採択すべきものと決定

しました。

以上、令和７年請願第２号審査報告といたします。

以上です。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。令和７年請願第２号　三菱鉛筆株式会社山形工場移転後の跡地利活用に係る請願、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立多数）

○議長　起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

請願第１号　山形県総合コロニー希望が丘職員宿舎に関する請願。

本請願は、本定例会において、産業厚生常任委員会に審査を付託いたしたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長吉村　徹君。

吉村委員長。

（産業厚生常任委員会委員長　吉村　徹君　登壇）

○産業厚生常任委員会委員長　６番吉村です。

令和８年第１回川西町議会定例会本会議において産業厚生常任委員会に付託されました請願第１号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る３月10日に議場において、委員６名の出席と福祉介護課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、当該建物が市街地にあることで、老朽化による危険や不審者及び獣のすみかとなることが非常に懸念され、近隣住民から心配の声が聞かれるため、当該建物の早期解体及び解体までの管理徹底による近隣住民の心配を払拭するよう県に対して働きかけを求める趣旨のものであります。

審査に対し委員からは、老朽化した当該建物は危険性が高く、また防犯上の問題も懸念さ

れるため、早期解体及び解体までの管理徹底について県に対して継続して働きかけていく必要があることから、採択すべきとの意見が出されました。

採択の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第１号の審査報告といたします。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第１号　山形県総合コロニー希望が丘職員宿舎に関する請願、産業厚生常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第１号　閉会中の所管事務調査について

○議長　日程第６、発議第１号　閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会においてそれぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、発議第１号　閉会中の所管事務調査については、許可することに決定いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長　これをもって、令和８年第１回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

（午前１１時３４分）